

日月送受号課局議合				欄号課局管主	
第号 送受 月月 日日		第号 送受 月月 日日			
				厚生省 受取第 36 号 昭和 4 年 12 月 総務課長印 補佐印 主任印	
				案起 昭和 4 年 11 月 3 日 総務課長印 補佐印 主任印	
				行施 月日	
				受付 月第 日号	
				へ送る 月日	
				起案用紙(丙)	

判決

月 日 合校

行施 月 日

受付 月 第 日 号

へ送る 月 日

起案用紙(丙)

内閣総理大臣官房総務課長宛
 内閣回七会(常会)提出予定
 法律案件件名等

昭和 4 年 11 月 3 日
 総務課長印
 補佐印
 主任印

内閣総理大臣官房総務課長宛
 内閣回七会(常会)提出予定
 法律案件件名等

十一月十五日内閣閣印一通早々モニ申照会の標記件

（うきまくは別紙、通さずあき）と。回答へます。

第二十一回国会（常会）提出予定法律案件名表

厚生省（二十一件）

法 律 案 件 名	要 旨	法 制 局 審 稽
厚生省設置法の一部を改正する法律案	(1) 国立栄養研究所の事務を拡張すること。 (2) 国立療養所に看護婦養成所を附置すること。 (3) 授産所及び舞鶴地方復員部を廃止すること。	未 濟
放射能障害予防法案	放射能による保健衛生上の危害を防止するため、放射性物質について必要な規制を加えるとともに、放射性物件について検査及び処理の方法を規定すること。	十二月廿四日
栄養改善法の一部を改正する法律案	特殊栄養食品の標示の許可基準を設けること。	
結核予防法の一部を改正する法律案	(1) 健康診断の対象者を拡張すること。 (2) 再度の健康診断を実施すること。 (3) 医療費公費負担制度を拡充すること。	一月下旬
公害の調整等に関する法律案	公害による保健衛生上の危害を防止するため、必要な調査及び調整の方法について規定すること。	二月下旬
水道法施行法案	水道法の施行期日、経過規定及び關係法律の廃止、一部改正について規定すること。	二月上旬
歯科衛生士法の一部を改正する法律案	(1) 歯科衛生士の業務を拡張するとともに、これに必要な規制を加えること。 (2) 歯科衛生士についての国家検定試験制度を設けること。	未 濟
歯科技工法	歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務を規制すること。	同 同
医業類似行為者の規制に関する法律案	医業類似行為者の規制に関する法律案	右 右
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案	毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案	同 同

災害救助法の一部を改正する法律案	児童福祉法の一部を改正する法律案	健康保険法の一部を改正する法律案	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	船員保険法の一部を改正する法律案	国民健康保険法の一部を改正する法律案	社会福祉事業法の一部を改正する法律案	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	精神障害者福祉法の一部を改正する法律案	精神障害者後保護施設に関する法律案	精神障害者後保護施設に関する法律案	精神障害者後保護施設に関する法律案	精神障害者後保護施設に関する法律案
(1) 適用基準を明確化すること。 (2) 災害救助対策協議会等の組織等について必要な改正をすること。 (3) 扶助金制度を整備すること。 (4) 国庫負担について必要な改正をすることがこと。	(1) 児童福祉施設入所児童等に係る医療費の審査制度を設けること。 と。 (2) 暫養の給付の範囲を拡張すること。 と。 (3) 現金給付及び家族療養費に対する国庫負担制度を設けること。 と。 (4) 保険給付費に対する国庫負担制度を設けること。	(1) 暫養の給付の範囲を拡張すること。 と。 (2) 現金給付費及び家族療養費に対する国庫負担制度を設けること。	(1) 暫養の給付の範囲を拡張すること。 と。 (2) 現金給付費及び家族療養費に対する国庫負担制度を設けること。	(1) 暫養の給付の範囲を拡張すること。 と。 (2) 現金給付費及び家族療養費に対する国庫負担制度を設けること。	(1) 暫養の給付の範囲を拡張すること。 と。 (2) 現金給付費及び家族療養費に対する国庫負担制度を設けること。	(1) 福祉事務所の設置基準等を改めること。 (2) 福祉事務所に要する費用の一部について国庫負担をすること。 (3) 社会福祉法人制度について必要な改正をすること。	(1) 身体障害者に対する更生資金の貸付制度を設けること。 と。 (2) 結核回復者後保護施設の設置について必要な規制をすること。 と。 (3) 設置費等の一部について国庫及び都道府県が負担及び補助をすること。	(1) 重度身体障害者の摂護を図ること。 と。 (2) 摂護の異常機関等について必要な改正をすること。				
右	右	右	右	右	未 済	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	二月中 旬	同	同	同	同	同	同	同

未帰還者留守家族等援護法
の一部を改正する法律案

塔替の給付期間を延長すること。

右 同 右 同

裏面白紙

總務課長

事務官

内閣閣甲第一〇七号

昭和二十九年十一月十九日

内閣・総理大臣官房総務課長



厚生大臣官房総務課長 殿

第二十五回国会（常会）に提出予定の法律案件名等照会の件
第二十一回国会（常会）に提出予定の法律案等で、貴省厅所管の
ものの件名及びその要旨等を承知いたしたいので、来る十二月四
日（土）までに別紙様式により内閣総理大臣官房総務課あて八十
五部御送付願いたく、命によつて照会いたします。
なほ、今年中に成立を要する法律案等には、その件名の上部に
○印を付け、要旨の欄の末尾にその理由を附記せられたく、併
せてお願ひします。

冬月二十一日（月）まで提出すよ」と佐藤清

裏面白紙

685

(様式一)

〇〇省(総数一件)

法律案等件名	要旨	法制局審議	閣議提出予定期日

在中物なし

666

厚生大臣官房総務課

内閣

文

局

方

年月日

期下

栄養改善法の一部を改正する法律案

食事の検査を加えること

特殊栄養食品の種類、許可

基準を規定すること。

結核予防法の一部を改正する法律案

健康診断、対象者の拡大、再度

健康診断、空施、医療費公費

負担制度の拡充等を規定する

二二

三

四

在中物なし

東京都千代田区三年町五

内閣総理大臣官房総務課長

五	水	一十三	國字圓印	正三	御書院	上	連絡課	事務課	二二

第二十一 通常國会に提出予定の法律案件名

(公衆衛生局)

件名	日	備考
厚生省設置法の一節を改正する法律案	國立栄養研究所事務ヒヤウ 食生活試験及び特殊栄養 食生活検査」を加え之ニ。	國会召開に付 去一、年以内に至 期下。
栄養改善法の一節を改正する法律案	特殊栄養食品の標準、許可 基準を規定すること。	
結核予防法一部を改正する法律案	健康診断の対象者の拡大、再度 健康診断、満額、医療費公費 負担制度の拡充等を規定する。	

放射能障害予防法	放射能による障害の予防に関する法律	厚生省
放射能性物質につき必要な規制を加之し放射性物体につき検査及び処理の方法を規定する。	公害の調整等に関する法律	公害による國民保健上の危害を防止するため必要と調査する。
水道法	水道の施設及び管理による公害の保護育成につき規定する。	調査、方法を規定する。
水道法施行法	水道の施設及び管理による公害の規制を設けることによる水道事業の保護育成につき規定する。	現在、继续審議中
定年を定めること。	水道法の施行期日、各廻地区	國会旨頼り
去不		

臨時口々又は通常市町会の開催に提案すべき
法律案

(公衆衛生局)

件名	内容	提出時期
厚生省設置法の一部を改正する法律	常務委員会の意見書等に 依る者による試験又は特許 審査合意の検査とかること があるがるので、本年うれず に提出する。	本年中に成立する。
水道施行法	現在提議中の水道法の施行期日、同法の施行に伴 う必要を考慮して年を定め て提出する。	至るべく随時口々に 提出してい。

件名　歯科技工法案

要旨

(一) 目的及び趣旨
歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されうる規制することを目的とする。

(二) 内容

一、歯科技工士の免許及び試験に関する制度を設けること。

(1) 歯科技工士にならうとする者は、歯科技工士試験又は歯科技工士検定試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならぬこととする。

(2) 試験は厚生大臣又は文部大臣が指定した学校又は養成所を卒業した者(つき、行つゝこと)し、養成所又は学校の教育期間は三年以上とし、

厚生省

入学又は入所資格は新制中学校卒業者以上であること。

(3) 検定試験制度を設け、新制中学校卒業以上の学力を有する者で、相当年限以上、歯科技工の業務を修練した者につき、受験資格を与えることとする。

(4) 試験及び検定試験は厚生大臣が行うこととするが、政令の定めるところに依り、都道府県知事に委任することができるることとする。

二、歯科技工の業務及び歯科技工所に関する規制すること。

(1) 歯科技工士でなければ、歯科技工士という名称を用ひ、ならぬこととする。

(2) 歯科技工を業とする者は、歯科医師の指示書がなければ、歯科整の業務を行つてはならぬこととする。

(3) 歯科技工を業とする者は、印鑑取得、試験、嵌入その他歯科医師でなければ衛生上、危害を生ずる虞のある行為をしてはならぬこと。

すること。

(二)

歯科技工所を開設せんとする場合には、都道府県知事に届け出ること。
(ホ) 歯科技工所には、歯科医師又は歯科技工士である専任管理者を置くものとす
ること。

(ハ) 都道府県知事は、歯科技工所に対する一定の監督を行つたがってこと。
とすること。

(ト) 病院、診療所と同様に広告について制限すること。

(ナ) 従来、歯科技工の業務をなしていた者については、届出をしまじめ、届出
者については、一定期間を限り、検定試験の受験資格を与えること。

件名、歯科衛生士法の一部を改正する法律案

(一) 要旨

歯科衛生士の業務に歯科診療の介助に関する業務を附加し、適切な規制を加えること及び歯科衛生士の国家検定試験制度を新たに設けること。

(二) 内容

- 一、歯科衛生士は女子とする。
- 二、歯科衛生士の業務に新たに歯科診療の介助に関する業務を附加すること。
- 三、歯科衛生士の検定試験制度を設け、次の者に受験資格を与える。
(1) 新制中学校卒業した者で、相当年限、歯科衛生士の業務について見習した者。
- (2) 看護婦、准看護婦免許を得たもので、相当年限以上、歯科衛生士の業務について見習をした者。

厚生省

件名

医業類似行為者の規制に関する法律案

厚生省

571

通常国会提出予定法律案概要

二九・二・二五

社会局

(件名) 社会福祉事業法の一部を改正する法律案

(一) 福祉事務所の賤政的基礎を強固にし、職員の確保及び資質の向上を図り制度の確立と業務の能率的運営を期すため、次のように改正を行う。

1、福祉事務所の設置について次のよ、づに改めること。

イ 都道府県及び人口五万以上の市は福祉事務所を設置しなければならぬこと。

こと。

ロ 人口五万未満の市及び町村は、福祉事務所を設置することができないこと。

乙、都道府県の設置する福祉事務所は、すべて独立とすること。

3、福祉事務所の長は、専任として、社会福祉主事でなければならぬこと。

4、国は、福祉事務所に要する費用をうち左に掲げる費用について、政令の定めうど、これらによりその二分の一を負担すること。

イ 福祉事務所の設置に要する経費

ロ 福祉事務所の所長及び所員（生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の業務に専従する所員）の設置に要する経費

ハ 福祉事務所の運営に要する経費

ニ 福祉事務所職員の養成訓練に要する経費

(二) 社会福祉法人制度運営の実態に鑑み所要の改正を加えんとするものである。

ニ、(件名) 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

(要旨)

(一) 重度身体障害者の援護について

更生の可能性の乏しい重度身体障害者の援護をもつての目的とし、そのための施設を身体障害者更生援護施設及び国立保養所入所者について、その者の収容前の居住地又は所在地の援護の実施機関が援護を行うようにすること。

(二) 身体障害者更生援護施設及び国立保養所入所者について、その者の収容前の居住地又は所在地の援護の実施機関が援護を行うようにすること。

(三) 身体障害者福祉司について

1、市の設置する福祉事務所に身体障害者福祉司を配置とすること。

2、身体障害者福祉司を福祉事務所の職員と公共職業安定所職員の兼務にせること。

3. 身体障害者福祉司の設置及び運営費について国が十分の五を負担するようになりますこと。

(四) 民生委員の協力について

民生委員が後援の実施扶助、福祉事務所長、身体障害者福祉司及び社会福祉主事に協力するようになりますこと。

(五) 身体障害者更生資金の貸付について

身体障害者の職業的更生に必要な更生資金の貸付を当該身体障害者の居住地の都道府県が行い、国は、都道府県が特別会計に繰入する金額と同額を無利子で都道府県に貸付けるようになりますこと。

(六) 市町施行に伴う後援の実施扶助が変更した場合の経過規定について

変更前の後援の実施扶助がした処分りの他の行為は、変更後の後援の実施扶助がした処分りの他の行為とみなすこと。但し、変更前に行為し、又は行い山うべきであつて後援に因する費用の支弁及び負担については、変更がなされたものとすること。

三 (件名) 結核回復者後援施設に内丁する法律案

(要旨) 国は、結核回復者後援施設を設置し、都道府県は、厚生大臣の認可により、また市町村は都道府県知事の認可により設置することができるようになりますこと。結核回復者後援施設を經營する事業で十一種社会福祉事業とし、社会福祉法人とか他の者は、社会福祉事業法に定める手続により設置することができるようになりますこと。

設置及び運営費等に關しては、設置主体がそれを小量の設置する施設の費用を支弁し、都道府県は、市町村が支弁した運営費以外の費用の四分の三を負担し、國は、都道府県が支弁した費用及び市町村が支弁した運営費の十分の五、並びに都道府県が負担した市町村の支弁にかかる費用の三分の二を負担し、社会福祉法人等設置した施設の費用については、都道府県が運営費以外の費用の四分の三以内を補助し、國は都道府県が補助した額の三分の二以内を補助すること。

四 (件名) 災害救助法の一部を改正する法律案

(一) 災害救助法の適用基準を明文化すること。

(二) 災害救助対策協議会の組織、活動等について現行制度を再検討し、所要

の改正をすること。

(三) 救助の実施に関する都道府県知事及び市町村長の権限等を検討し、所要の改正をすること。

(四) 災害救助隊の組織等について(特に警察署の関係)実態に応じた改正をする二点。

(五) 支助金制度を整備すること。

(六) 費用負担について再検討し所要の改正をすること。

第二十通常国会に提出予定の
法律案件名

(薬品局)

件名	要旨	備考
毒物及び劇物取締 法の一部改正する 法律案	農藥等特定の毒物の販売 制限について規定すること。	
放射能障害予防 法律案	覚せい剤原料についての規範、覚せい剤問題協議会の設置について規定すること。	
厚生省		

放射能障害予防
法律案

放射性物質の保健衛生上の危害を
防ぐため、その取扱について必要な
な規制を設立すること。

厚生省

保 险 局

昭和三十年度予算編成に伴う関係法令案要綱の件名

- 一. 健康保険法の一部を改正する法律案
 (結核性淋病等に対する傷病手当金給付相場更正件)
 (健康診査費に対する国庫負担に関する件)
 (療養) 及び平旅療養費
- 二. 日雇労働者健康保険法の一部改正する法律案
 (療養の給付範囲の拡張(傷病手当金、埋葬料、本庄手当金、分娩費、婦科手当金の新設に関する件))
- 三. 船員保険法の一部を改正する法律案
 (療養の給付及び家族療養費に対する国庫負担に関する件)
- 四. 中國民健康保険災害特別、
 (財政問題)
- 五. 国民健康保険法の一部を改正する法律案
 (全国国民健康保険中央会の法別化その他の事)

次回国会に提出する予定の法律案

引揚援護局關係

厚生省設置法の一部を改正する法律案

内 容

- 一、被護所及び舞鶴地方復員部に関する規定を削る。（昭和三十年七月一日から施行）
- 二、中部復員連絡局善運寺支部の位置「善運寺町」を「善運寺市」に改める。

未帰還者留守家族等被護法の一部を改正する法律案

内 容

- 未帰還者であつた者の扶養の給付を、その者の申請により、帰還後七年間より更に当分の間延長できるようにする。

總收第三六号

昭和二十九年十二月四日

厚生大臣官房総務課長 殿

内閣総理大臣官房総務課長 殿

第二十一回国会（常会）の提出予定の
法律案件名等について
十一月十九日内閣閣甲第一〇七号をもつて御照会の標記の件に
つきましては、別紙の通りでありますので、回答いたします。



